



# ホームヘルプ Q & A



**Q** どのようなサービスがあるの？

**A** 要支援/要介護と認定された人は、要介護状態区分によって決められている限度額内であれば、原則としてかかった費用の1割を利用料として支払って、サービスを利用できます。  
その際、どんなサービスをどれくらい利用するかという「介護サービス計画(ケアプラン)」を作成する必要があります。

## 介護サービス計画(ケアプラン)

・ケアプラン作成を依頼します。

居宅介護支援事業者などに、介護保険証を添えて申し込みます。

・ケアプランを作成します。

介護支援専門員(ケアマネージャー)が本人と家族と話し合いながら、サービスの内容や利用する事業者などを盛り込んだケアプランを作り、サービス利用票に記入します。

・依頼が決まったら町へ届け出ます。

ケアプラン作成を依頼する事業者がきまったら、町に「居宅サービス計画作成依頼届書」を届け出ます。

